

第一十一条第二項第十五号の次に次の二号を加える。  
十五の一」一・一ジメチルヒドラン

第二十三条第一号及び第二号中「こえて」を「超えて」に改め、同条第五号中「三酸化砒素」を「無機砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く）」を製造する工程において粉碎をし、三酸化砒素に改める。

別表第三第二号15を次のように改める。

別表第三第二号19の次に次のように加える。

19の2 一・一ジメチルヒドラン

（労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第一百五十七号）の一部を次のように改める。

附則 第二条第一号中「以下この条」を「次号」に、「次のいずれかに該当するもの」を「この政令の施行に存する本邦にある化学工業の用に供する施設の設備（配管を含む。）の接合部分に使用されるもののうち、直径五百ミリメートル以上のもの」に改め、イ及びロを削り、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

#### 附則

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定及び附則第五条から第七条までの規定は、同年三月一日から施行する。

#### （経過措置）

第二条 事業者は、第一条の規定による改正後の労働安全衛生法施行令（以下「新令」という。）第六条第十八条号に掲げる作業（第一条の規定による改正前の労働安全衛生法施行令（以下「旧令」という。）第六条第十八条号に掲げる作業に該当するものを除く。）については、平成二十四年三月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

第三条 次に掲げる物であつて、この政令の施行の日において現に存するものについては、平成二十一年九月三十日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。

一 新令第十八条第九号の十三、第十四条の九、第十四条の十及び第三十号の二に掲げる物

二 新令第十八条第三十九号に掲げる物で、前号に掲げる物を含有するもの

第四条 事業者は、新令第二十一条第七号に掲げる作業場（旧令第二十一条第七号に掲げる作業場に該当するものを除く。）については、平成二十四年三月三十一日までの間は、作業環境測定を行うことを要しない。

第五条 第二条の規定による改正前の労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百五十七号。次条において「旧改正令」という。）附則第二条第一号に掲げる物（同号イに該当する物であつて、直径千五百ミリメートル未満のものに限る。）並びに同条第二号及び第三号に掲げる物のうち、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日において現に使用されているものについては、同日以後引き続き使用されている間は、労働安全衛生法第五十五条の規定は、適用しない。

第六条 前条の規定により労働安全衛生法第五十五条の規定が適用されない物に対する旧改正令による改正前の労働安全衛生法施行令第十八条及び別表第九の規定の適用については、なお從前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）  
第七条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお從前の例によることとされる場合における附則第一条ただし書に規定する規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年一月十四日

内閣総理大臣 菅 直人

#### 政令第五号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百四十四号）第六条第五項第十一号及び第二十項第六号並びに第五十六条の三第一項第一号並びに検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第二条第三号、第二十六条及び第二十六条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

#### （感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正）

第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百一十号）の一部を次のように改訂する。

第一条第九号中「腎症候性出血熱」を「腎症候性出血熱」に改め、同条中第三十一号を第三十二号とし、第十七号から第三十号までを「一」号ずつ繰り下げ、同条第十六号中「日本紅斑熱」を「日本紅斑熱」に改め、同号を同条第十七号とし、同条中第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを「一」号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の二号を加える。

#### 十二 チクングニア熱

第一条の次に次の二条を加える。

#### （一種病原体等）

第一条の二 法第六条第二十項第六号の政令で定める病原体等は、次に掲げるものとする。

- 一 アレナウイルス属チャバレウイルス
- 二 エボラウイルス属ブンディブギヨエボラウイルス

第十五条第一号中「サビアウイルス」の下に「、チャバレウイルス」を加え、同条第一号中「スイダンエボラウイルス」の下に「、ブンディブギヨエボラウイルス」を加える。

#### （検疫法施行令の一部改正）

第一条 検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改訂する。

第一条中「感染症は」の下に「、チクングニア熱」を加える。

別表第一人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査の項を次のように改める。

人又は貨物に対する検査の有無に

クリミア・コンゴ出血熱	エボラ出血熱	一件につき	一、七五〇円
痘そそう		一件につき	一、七五〇円
南米出血熱		一件につき	一、七五〇円
ペスト		一件につき	七、五〇〇円

厚生労働大臣 細川 律夫  
内閣総理大臣 菅 直人

この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、第一条中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第一条の次に一条を加える改正規定及び同令第十五条の改正規定は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行される。

厚生労働大臣 細川 律夫  
内閣総理大臣 菅 直人

マールブルグ病	一件につき	1,700円
ラツサ熱	一件につき	1,700円
新型インフルエンザ等感染症	一件につき	1,700円
チクングニア熱	一件につき	1,700円
デンダ熱	一件につき	1,700円
鳥インフルエンザ(H5N1)	一件につき	1,700円
マラカア	一件につき	1,700円

別表第一の二病原体の有無に関する検査の項を次のとおり改める。  
病原体の有無に関する検査

急性灰白髄炎	一件につき	1,700円
細菌性赤痢	一件につき	1,900円
ジフテリア	一件につき	1,100円
腸チフス	一件につき	1,900円
パラチフス	一件につき	1,900円
腸管出血性大腸菌感染症	一件につき	1,900円
アメーバ赤痢	一件につき	1,500円
ウエストナイル熱	一件につき	1,700円
A型肝炎	一件につき	1,700円
黄熱	一件につき	1,700円
後天性免疫不全症候群	一件につき	1,800円
ジアルジア症	一件につき	1,500円
腎症候性出血熱	一件につき	1,700円
日本脳炎	一件につき	1,700円
破傷風	一件につき	1,100円
ハンタウイルス肺症候群	一件につき	1,700円
麻疹	一件につき	1,700円

○文部科学省令第一号  
独立行政法人国立大学財務・経営センター法  
(平成十五年法律第百五十九号) 第十六条の規定に基  
づき、独立行政法人国立大学財務・経営セン  
ターに関する省令の一部を改正する省令を次によ  
うに定める。

平成二十一年一月十四日

文部科学大臣 高木 義明

独立行政法人国立大学財務・経営センターに関  
する省令(平成十五年文部科学省令第六十号)  
一部を次のように改正する。  
第十五条第二項中「十年間」を「十年三ヶ月間」  
に改める。

### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○内閣府訓令第十三号  
内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部  
を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年十一月二十一日

内閣総理大臣 菅 直人

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部  
を改正する訓令(平成十三年内閣府訓令第十九号)の一部を次のように  
に改める。

別表「経済財政分析担当」の項中「たよりめで  
を割り、10及び11を1つ繰り上げ、6の次に次  
のとおり記入する。

7 地域活性化交付金を充てて行う事業に関する  
関係行政機関の経費の配分計画に関するもの。  
特 则

この訓令は、平成二十一年十一月二十一日から  
施行する。

号	金有史 昭和58年6月28日生 住所 京都府左京区北白川東瀬ノ内町6番地
子細美代子 昭和23年4月23日生 住所 京都市伏見区羽束町瀬川町55番地67 崔春代 昭和34年7月28日生	子細美代子 昭和21年6月24日生 住所 京都市舞鶴市田中町26番地14 金勉 昭和31年3月9日生 橋本直子 昭和30年10月4日生 金裕貴 昭和56年11月20日生 金真也 昭和59年9月12日生

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)

第十条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)の項中

十八条の十八第一項第三号の規定による記録の保存  
による記録の保存

に改める。

第三十八条の十八第一項第三号の規定による記録の保存  
による記録の保存

に改める。

第三十八条の十九第十九号の規定による記録  
第三十八条の十八第一項第三号の規定による記録の保存  
による記録の保存

に改める。

第三十八条の十九第十九号の規定による記録  
第三十八条の十八第一項第三号の規定による記録の保存  
による記録の保存

に改める。

(特定化學設備に関する経過措置)

第六条 酸化プロピレン等又は「-ジメチルヒドラジン等を製造し、又は取り扱う特定化學設備であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年三月三十日までの間は、新特化則第十三条から第十七条まで、第十八条の二、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二から第二十条まで、第三十一条並びに第三十四条の規定は、適用しない。

(出入口に関する経過措置)

第七条 酸化プロピレン等又は「-ジメチルヒドラジン等を製造する屋内作業場及び当該作業場を有する建築物であつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年三月三十日までの間は、新特化則第十八条の規定は、適用しない。

(警報設備等に関する経過措置)

第八条 酸化プロピレン等又は「-ジメチルヒドラジン等を製造する作業場又は当該作業場以外の作業場で酸化プロピレン等又は「-ジメチルヒドラジン等を含計百リットル以上取り扱うものであつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年三月三十日までの間は、新特化則第十九条第一項及び第四項の規定は、適用しない。

(床に関する経過措置)

第九条 酸化プロピレン等又は「-ジメチルヒドラジン等を製造し、又は取り扱う特定化學設備を設置する作業場又は当該作業場以外の作業場で酸化プロピレン等又は「-ジメチルヒドラジン等を含計百リットル以上取り扱うものであつて、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年三月三十日までの間は、新特化則第二十二条の規定は、適用しない。

(一)「-ジクロロ-二-ブテン等に関する経過措置)

第十条 「-ジクロロ-二-ブテン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年三月三十日までの間は、新特化則第三十八条の十七第一号の規定は、適用しない。

(二)「-プロパンスルトン等に関する経過措置)

第十一条 「-プロパンスルトン又は「-三-プロパンスルトンをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う作業場で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年三月三十日までの間は、新特化則第三十八条の十九第一号、第三号から第九号まで及び第十七号の規定は、適用しない。

○厚生労働省令第六号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)

第六条第六項第九号及び第十四条第一項及び第二項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年一月十四日  
厚生労働大臣 細川 律夫  
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)  
感染症

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)  
感染症

第一項中「メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症」の下に「薬剤耐性アシネットバクター感染症」を加える。  
第一項中第三十三号を第三十四号とし、第三十号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二十九号の次に次の二号を加える。

三十 薬剤耐性アシネットバクター感染症

第六条の五の項中「メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症」の下に「薬剤耐性アシネットバクター感染症」を加える。

第七条第一項中「メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症」の下に「薬剤耐性アシネットバクター感染症」を加える。

この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則

この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。